

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じことがあります。

1・お客さまにてご用意していただくもの

■インターネット回線

- 当社以外の他社インターネット事業者が提供するインターネット回線のご利用も可能ですが、当社は他社が提供するインターネット回線の仕様や不具合により、サービスの利用に不具合が生じても、補償はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 有線 LAN 接続となりますので、モデム、ルータとゲートウェイを接続するための空きポートを 1 つご用意ください。

■通信機器

- スマートフォンまたはタブレット等をお客さまにてご用意ください。サービスのご利用には、スマートフォンまたはタブレット等により専用アプリをダウンロード、インストールしてご利用いただく必要があります。

■メールアドレス

- サービスのご利用にはメールアドレスの登録が必要となります。

■電池

- センサー、スマートロック（電子錠）には、電池が必要となります。初回設置時のみ当社がご用意いたします。
- ※初回設置以降の電池は、お客様ご自身にて交換いただけます。なお、当社は有償で交換を承ることができます。
- ※ゲートウェイの電源を OFF にした場合や、ゲートウェイとの通信に必要な電波が遮断された場合には、定期的な通信ができなくなり、急激に電池が消耗いたします。

2・動作推奨環境について

■通信速度

- サービスの安定性を確保するためにも、接続するインターネット回線の最低速度は、上り下り 1Mbps 相当とします。IP カメラ、スマートコントローラーをご利用の場合、イツツコムのインターネットサービスでは、かつてワイド／イツツコムひかり 30 メガコース以上を推奨します。他社回線でご利用の場合も、同等以上のご契約をご準備ください。推奨速度に満たない通信環境では正常に動作しない場合があることをご了承ください。

※機器間の電波状況により、通信が不安定になったり切断されたりするおそれがあります。

[美和ロック中継器の場合]

- 無線通信距離は美和ロック中継器と美和ロック株式会社製電動サムターンが BLE 通信 3m 以内、ゲートウェイと美和ロック中継器が ZigBee 通信 10m 以内となります。BLE 通信、ZigBee 通信共に遮蔽物のない場合の作動距離です。電波状況、使用環境により作動距離は変化する場合があります。
- ※BLE とは「Bluetooth Low Energy」の略で近距離無線通信技術 Bluetooth の拡張仕様の一つです。
- ※Zigbee とは IoT 機器やセンサーとの通信を主目的とする近距離無線通信規格の一つです。

3・設置工事にあたって

●当社で設置するもの

ゲートウェイ、IP カメラ、各種センサー、スマートコントローラー（家電コントローラー、スマートスピーカー）、スマートロック（電子錠）、美和ロック中継器、スマートライト（LED 電球）

●設置工事

設置する場所によっては、ゲートウェイ接続ができない場合もあります。また、扉の形状によっては、スマートロック（電子錠）を設置できない場合があります。IP カメラ、各種センサー、スマートロック（電子錠）の設置には、ビス止め、もしくは両面テープを使用いたします。照明器具によっては、スマートライト（LED 電球）を使用できない場合もあります。

■Zigbee 中継器を設置する場合

- 暖房機などの熱源のそば、直射日光がある場所や湿気の多い場所には取り付けないでください。
- Zigbee 中継器は、電波強度の確保を目的に利用するため、差し込み口の機

能は以下の規定を順守し、自己責任でご使用ください。当社は一切の責任を負いません。

- ・電気ストーブ、電熱器など、火災・感電・傷害等の危険を生ずるおそれのある電気器具・機器類へ接続しない
- ・最大電力使用量が最大 1000W 以上（抵抗負荷）の機器（電源投入時に電流が大量に発生する白熱灯やモーターのある機器は、300W 以上）へ接続しない
- Zigbee 中継器に接続される機器は、通信障害により遠隔操作が行えなくなつた場合でも、発熱・破裂などの事故が起こらない安全かつ連続運転可能な機器のみとしてください。また、接続される機器が必ず Zigbee 中継器の近くにあり、近くにいる人が危険を感じた場合、機器の電源プラグを容易に外せるようにしておく必要があります。

4・アプリケーションについて

- 本サービスでは、アプリケーション（Taprica）を利用して機器を遠隔操作します。※アプリケーションは、Taprica 利用規約に同意の上ダウンロードとインストールが必要です。※スマートスピーカーは音声以外での遠隔操作はできません。

- Taprica の利用状況等のデータは、サービス向上を目的に当社が収集する場合があります。

- スマートコントローラー（家電コントローラー、スマートスピーカー）のご利用には各メーカーが提供するアプリケーション等での設定が必要です。

※家電コントローラーの設置設定時には、株式会社グラモの提供する専用のアプリケーション（iRemocon 専用アプリ）が必要となります。

※スマートスピーカー設定時には、お客様がお持ちのスマートフォン、タブレットと Bluetooth での接続が必要です。また、アプリケーションの一部機能で、スマートスピーカーの位置情報を通知させる必要があります。

※家電コントローラー、スマートスピーカーは無線 LAN 接続です。スマートスピーカーはセキュリティ規格 WPA2-Enterprise の動作サポート対象外です。

- Taprica の動作環境は、iOS10.0 以降 / Android™ 5.0 以上です。対応していない OS や端末を利用している場合、サポート対象外となり、すべての機能をお使いいただけない場合があります。

●アプリケーション一覧

アプリケーション名	概要
Taprica	【専用アプリ】 iTSCOM HOME 操作で使用するアプリ。 iTSCOM HOME 1 契約ごとに 1 アカウント発行します。
iRemocon WiFi	【設定用アプリ】 家電コントローラーの初期設定で使用するアプリ
Google Home	【設定用アプリ】 スマートスピーカー Google Home の設定で使用するアプリ
LINE	【操作用アプリ】 Taprica の LINE 公式アカウントと友だちになると、LINE 上でデバイスの遠隔操作等ができます

- 各アプリがバージョンアップした際は、お客様自身で OS のバージョンアップもしくは対応機種をご用意いただく必要があります。

5・機器について

- 本サービスをご利用いただくには、当社が提供するゲートウェイの設置が必要です。
- 本サービスをご利用いただくには、ゲートウェイおよびデバイス類の電源が常時入った状態かつインターネットに常時接続されている必要があります。
- 美和ロック中継器をご利用いただくには、当社が別途定める美和ロック株式会

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じことがあります。

- 社製電動サムターンがあらかじめ設置されている必要があります。
 - スマートライト（LED 電球）をご利用いただくには、ゲートウェイと連動したのち、取り付ける箇所の電源（壁面のスイッチ等）が入った状態にしてください。
 - スマートライト（LED 電球）本体上のボタン操作は、電球表面が高温でない場合に行ってください。
 - 電球の重量により照明器具の自立性が損なわれる場合があります。
 - スマートライト（LED 電球）は、室内用です。また、水気のあるところ、熱を発する器具の近くには取り付けないでください。
 - 当社より貸与したゲートウェイおよびデバイス類の転売、譲渡、分解等は、禁止いたします。
- ※IP カメラ、各種センサー、スマートコントローラー（家電コントローラー、スマートスピーカー）、スマートロック（電子錠）、美和ロック中継器の購入は取り扱っておりません。ゲートウェイおよびスマートライト（LED 電球）のみ購入することができます。
- ※温度変化、ペット、シーリングファン、カーテン、FAX 感熱紙、風、電波状況により、センサーが誤動作する可能性があります。
- ※お客様にて機器のリセットボタンは押さないでください。
- お客様ご自身でご用意のデバイスの利用も一部可能ですが、当社は一切保証しないものとします。また、家電コントローラーは当社が提供するものに限り、利用することができます。
 - 機器の移設および設定には、原則当社が有償で行いますが、IP カメラ、スマートコントローラー（家電コントローラー、スマートスピーカー）に限ってはお客様ご自身での移設が可能です。
 - 機器の移設に伴い取り外した箇所の復旧は当社ではいたしかねます。なお、スマートロック（電子錠）の移設についても、取り外した箇所へのシリンダキーの設置、新たな鍵の設置等に関する原状復旧は当社でいたしかねますので、お客様にてご手配ください。
 - お客様ご自身での機器の移設に伴う不具合や故障、お客様が機器の移設をご手配された場合における不具合や故障について、当社は一切責任を負いません。
 - IP カメラで撮影した動画の保存期間は 30 日間とし、保存可能枚数は、動画 100 枚/日を上限とします。なお、保存期間および保存可能枚数は、事前の告知なく変更する場合があります。
 - Taprica1 アカウントに接続できる家電コントローラーの台数は 1 台とします。また、家電コントローラー 1 台に対して、スマートスピーカーの貸与は 1 台に限ります。
 - ゲートウェイ 1 台に接続できる各種センサー、スマートライト（LED 電球）の合計の台数は 32 台までです。
 - ゲートウェイ 1 台に接続できる IP カメラの台数は、6 台までとします。
 - ゲートウェイ 1 台に接続できる電子錠リモート対応機器（スマートロック、美和ロック中継器）の台数は、あわせて 4 台までとします。
 - 家電コントローラー 1 台に対して、原則、家庭用エアコン、照明各 1 台の操作が可能です。（すべての機種、すべての機能の動作を保証するものではありません。）
 - スマートロックのカードキーの再発行・追加は有償です。再発行・追加したカードは、取り付け済みのスマートロック（電子錠）にて登録作業が必要となります。お客様ご自身でのご対応をお願いいたします。
 - Zigbee 中継器を設置する場合、Zigbee 中継器をコンセントから抜いたりご自身で移設したりしないでください。サービスが利用できなくなる可能性があります。
 - 電池駆動のデバイスにおいては、電池残量が低下すると正常に動作をしない場合があるため、なるべく早く電池交換をしてください。なお、電池残量低下時に Taprica から通知を行うよう、お客様自身で設定いただくことも可能です。
 - 電池交換
各種センサーに対応する電池は以下の通りです。

機器	電池種類	推奨メーカー
ドア・窓センサーMCT-350	3VリチウムバッテリーCR2450 タイプ	Panasonic
モーションセンサー	3VリチウムバッテリーCR123 タイプ	Panasonic
スマートロック（電子錠）	EVOLTA 単3形アルカリ乾電池	Panasonic

※お客様ご自身で交換する場合は、機器の基盤への接触をしないようご注意願います。

※電池残量の低下は、Taprica からご確認いただけます。

6・当社サポート内容

電池交換費用（出張費と技術費を含む）	5,500 円／回[税込]
各種センサー用乾電池販売価格	660 円／個[税込]

7・故障

- 当社から貸与された機器に故障が生じた場合、無償にて修理、交換いたします。お客様の故意・過失による故障の場合は、この限りではありません。
- 故障時に IP カメラ、各種センサー、スマートロック（電子錠）を交換する場合、設置工事同様にビス留め、両面テープを利用します。
※設置跡、ビス穴、両面テープ等が残ることがあります。
※設置箇所の復旧はできません。

8・一時停止・解約について

- 本サービスを一時停止またはご解約される場合は、当社にご連絡ください。なお、デバイスのみ一時停止をすることはできません。
 - 本サービスの一部またはすべてをご解約される場合、当社から貸与した機器は、必ずご返却ください。なお、機器の取り外しに伴う設置箇所の復旧は当社ではいたしかねます。
 - スマートロック（電子錠）の撤去は当社にて有償で行います。
- | | |
|----------------------------------|---------------|
| スマートロック（電子錠）撤去費用
(出張費と技術費を含む) | 5,500 円／台[税込] |
|----------------------------------|---------------|
- 当社へのご申告がないまま、機器の取り外しを行った場合、または、専用アプリから削除を行った場合、月額利用料金は継続して発生します。

9・免責・その他

- IP カメラで撮影した動画の管理について当社は一切責任を負いません。また、第三者に損害を与えた場合は、お客様の自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- iRemocon 専用アプリのうち、当社のサポート対象となるのは、設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなり、その他の操作、登録等に関して当社は一切責任を負いません。
- スマートコントローラー（家電コントローラー、スマートスピーカー）による物品やサービスの購入制限を希望される場合は、お客様ご自身で設定をお願いいたします。アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、損害が生じた場合、当社は一切責任を負いません。
- 当社は、本サービスの運用・管理のため、お客様ご利用の機器に設定されたログ情報等を取得する場合があります。なお、IP カメラの動画については当社側では確認することができません。
- 本サービスは一切間断なく継続的に提供できるものではありません。また、本サービスの正確性、最新性、有用性、完全性等によってお客様が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。
- 当社のシステムメンテナンス時は、一部または全てのサービスがご利用できなくなる可能性があります。
- インターネット回線のメンテナンス時、障害時または停電時は、一部または全てのサービスがご利用できません。

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じことがあります。

- ゲートウェイのソフトウェアアップデートは、不定期に実施されます。
※ソフトウェインストール中は、サービスをご利用できません。
※ソフトウェインストールは情報閲覧等のサービス利用中であっても、発生する場合があります。
- 天災地変時には、ゲートウェイおよびデバイス類の修理・故障等のサポート対応に時間を要する場合があります。
- お客さま保有のルータを経由する場合、接続不具合についてはサポート対象外となります。
- すべての無線 LAN 対応プロードバンドルータでの動作を保証するものではありません。
- 当社のホームページ上で掲載しているサービス提供区域外で本サービスを利用する場合、サポートはお電話での対応となります。なお、訪問での対応が必要になった際は、別途出張費が発生いたします。

10・電波補強部材「Zigbee 中継器」について

- Zigbee 中継器の分解、改造等を行った場合は、当社サービスでの使用を禁止いたします。
- Zigbee 中継器は既定の最大負荷電力を超えた場合、差し込み口からの電源供給が OFF になります。この場合、Zigbee 中継器としての機能は継続されるため、ゲートウェイおよびセンサー等との接続は維持されます。
- Zigbee 中継器で機器を遠隔操作する場合は、電源コンセントを差し、かつ、電源スイッチを押すことで作動する機器には使用できません。

11・駆けつけサービスについて

- 駆けつけサービスを依頼された場合は、お客さまのセンサーの反応有無やご契約者様の情報を当社で確認させていただきます。また、依頼を受け付けた時点で別途出動料金 5,500 円(税込)が発生します。
- 駆けつけサービスでの出動時、警備員は、現地にて警備報告書に定められた箇所の異常の有無を確認します。
- お客さまには、駆けつけサービスの対応終了後、東急セキュリティより警備報告書の提出および当社より異常の有無を電話にてご報告します。なお、緊急時には東急セキュリティより電話にて報告する場合があります。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびITSCOM HOME契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、ITSCOM HOME（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することができます。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対して、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
提供先事業者	当社がサービス提供元として、別途営業委託する者
対象物件	加入者の指定した機器を設置する場所
当社の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
機器	基本サービスの利用にあたって使用する、ゲートウェイ、関連端末および付属品の総称
関連端末	I P カメラ、家電コントローラー、スマートロック、美和ロック中継器、センサー、スマートライトおよびスマートスピーカー等のデバイスの総称
その他周辺機器	Zigbee 中継器、および当社を経由せずに持ち込まれた機器などの総称
ゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
I P カメラ	Wi-Fi を搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを検知するセンサー
モーションセンサー	赤外線（熱）を検知するセンサー
センサー等	基本サービスを利用するため必要となるドア・窓センサー、モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで操作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型 I C メディアにより、電気的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電気的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
スマートコントローラー	家電コントローラー 1 台とスマートスピーカー 1 台のセット
美和電動サムターンロック	美和ロック中継器と、通信での接続ができる美和ロック株式会社製電動サムターンロック
美和ロック中継器	ゲートウェイと美和ロック株式会社製電動サムターンロックを通信で接続するために使用する機器
Zigbee 中継器	ゲートウェイと関連端末（I P カメラおよびスマートコントローラーを除く）の間の電波強度が確保できない場合に使用する中継機器
加入者端末	加入者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
本アプリ	基本サービスを利用する上で必要となるアプリケーション「Taprica（タプリカ）」
映像データ等	I P カメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきイツコムサービス料金表に定める価額等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

基本サービスは、対象物件に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 基本サービスは、次の通り当社指定の機器のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行なうことではありません。

品目

ゲートウェイ、I P カメラ、ドア・窓センサー、モーションセンサー、家電コントローラー、スマートロック、スマートライト、スマートスピーカー、美和ロック中継器、Zigbee 中継器

3. 対象物件の通信環境や利用環境により、当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。

4. 加入者は、基本サービスの利用の際に、「Taprica 利用規約」（以下「本アプリ規約」といいます。）に同意する必要があります。また、その他、第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款」といいます。）がある場合は、加入者は、当該その他の約款に同意し、それらに従うものとします。

5. 基本サービス利用上の仕様は変更となることがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知をします。

第5条（オプションサービス種目）

基本サービスで提供するオプションサービスの種目（以下「オプションサービス種目」といいます。）は、次の通りとします。

オプションサービス種目

駆けつけサービス

2. 「東急スマートセキュリティ移行専用コース」では、サービス内容にオプションサービスの駆けつけサービスがあらかじめ含まれるものとします。

第6条（提供区域）

当社は、当社が定めた要件を申込者が満たす場合、共通約款第6条（提供区域）の規定にかかわらず、当社ホームページ上で掲載している提供区域外の一部地域でも提供できるものとします。ただし、サービスによって当該要件が異なることがあります。

2. 前項において、申込者は、特段の理由がある場合を除き、当該基本サービス提供区域外で提供先事業者が基本サービスと同等のサービスを開始するときは、当該提供先事業者と新たに契約を締結するものとし、当該提供先事業者が定める提供条件に移行するものとします。

第7条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、世帯毎に行なうものとします。

第8条（利用の条件）

加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。2. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。インターネット回線の障害または停電、もしくはモバイル端末の利用により、通信が切断されることでサービスが

正常に利用できなくなる場合があります。

3. 加入者と基本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、利用契約の全責任を負うものとします。

4. 第1項で定める設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合、当社は、共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

第9条（本アプリの提供と管理）

加入者は、映像データ等の閲覧その他、基本サービスの利用にあたり、本アプリ規約に同意のうえ、本アプリをダウンロード、インストールする必要があり、この媒体として、加入者端末を要するものとします。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。

2. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。

3. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第2章 サービスについて

第10条（機器）

加入者は、ゲートウェイ、スマートライトおよび非接触型 I C メディアを購入することができるものとします。この場合、当社は、ゲートウェイにおいては設置された日から 24 ヶ月間、スマートライトにおいては設置された日から 12 ヶ月間、非接触型 I C メディアにおいては受け取った日から 12 ヶ月間保証するものとします。

2. 加入者は、ゲートウェイに加えて料金表に定める関連端末のレンタル料または販売価格ならびに工事費を支払うことで関連端末を単独または組み合わせて利用することができます。ただし、利用する関連端末のうちスマートライト以外の関連端末は、貸与による利用のみとなり購入することはできないものとします。

3. 当社より関連端末の貸与を受ける加入者が特定の関連端末の解約を行う場合、共通約款第11条（内容の変更）または共通約款第18条（加入者が行なう利用契約の解約）に規定する当社への申告をせず、加入者自身で関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。

4. 加入者は、関連端末のみの一時停止を行うことはできないものとします。

5. 共通約款第27条（機器）第5項の規定にかかわらず、家電コントローラーおよび美和ロック中継器以外の関連端末については当社から貸与を受けずに加入者が用意した関連端末を利用することができます。ただし、加入者が用意した関連端末について当社は一切保証しないものとします。

6. 美和電動サムターンロックの型番等は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知または通知するものとします。

7. Zigbee 中継器を利用する場合は、電気用品安全法の定めに従い、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。

第11条（駆けつけサービスの内容と免責）

センサー等を利用する加入者は、基本サービス約款および東急セキュリティ株式会社（以下「東急セキュリティ」といいます。）が定める「駆けつけサービス契約約款」（以下「駆けつけ約款」といいます。）を同意することにより駆けつけサービスを申し込むことができるものとします。なお、駆けつけサービスの内容は、駆けつけ約款第4条（本サービスの内容）に定める通りとします。

2. 当社は、出勤の要請があった場合、依頼者の情報、センサーの反応の有無および警備対象物件の情報を確認します。なお、依頼者が加入者と異なる場合は警備対象物件に居住していない場合は、加入者の氏名、住所、連絡先を確認し依頼を受け付けるものとします。

3. 当社は、前項に規定する情報が確認できない場合、依頼者からの出勤の要請を承諾しない場合があります。

4. 東急セキュリティの出勤後、駆けつけ約款に規定する警備報告書および当社から依頼者への電話連絡をもって対応を完了するものとします。なお、依頼者への電話連絡がつかない場合は、当該警備報告書をもって対応を完了するものとします。

5. 第1項にかかわらず、加入者は、第6条（提供区域）第1項の規定により基本サービス提供区域外の一部地域で基本サービスを利用する場合は、駆けつけサービスを申し込むことはできません。

第12条（オプションサービスの利用料金の支払い義務）

加入者は、駆けつけ約款の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権（駆けつけ約款の規定により支払いを要することになった料金等に關わる債権）の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、駆けつけサービスの月額利用料の支払い義務は、駆けつけ約款第7条（本契約の成立と利用開始日）により、東急セキュリティが発行する書面に記載された利用開始日に発生するものとします。

3. 加入者は、料金等のうち、駆けつけサービスについては、当該月に加入者が東急セキュリティの警備員の出勤要請を行なった場合に別途出勤料金を当社に支払うものとします。なお、加入者の度重なる誤作動および故意による出勤要請を行なった場合も同様とします。

4. 前項の支払い義務は、当社駆けつけサービスの利用開始日以降に加入者が東急セキュリティの警備員に出勤要請を行なった時点で発生するものとします。

5. 駆けつけサービスの提供が停止、休止された場合の支払い義務は、共通約款第22条（加入者の支払い義務）第2項および第4項に準じるものとします。

第13条（オプションサービスの利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は共通約款第37条（オプションサービスの解約）第2項または第3項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第3章 総則

第14条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することができます。

第15条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

(1) 機器および施設の改変行為

①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
②機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。

③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

(2) 当社の承諾のないサービスの利用行為

①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為

②I D 、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為

③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

- (3) ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
 ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
 ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
 ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
 ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名譽もしくは信用を毀損する行為
 ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
 ⑧賞金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
 ⑪第三者になりますして基本サービスを利用する行為
 ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
 ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 ⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 ⑰違法行為（けん筋等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまする誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 ⑲本人に自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 (5) その他
 ①その他の、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
 ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第16条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第17条（著作権等）

加入者が取得した映像データ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできないものとします。

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することができます。

第18条（映像データ等の管理責任）

基本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第19条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行なう義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行なうこと
- (3) 加入者は、本アプリおよび基本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することができます。

第20条（加入者に関する情報の利用）

当社は、基本サービスの利用のために当社が提供する機器の設置により自動的に収集する情報、加入者による本アプリおよび基本サービスを利用することによって当社が加入者から収集した個人情報、ログ情報等（以下「データ等」といいます。）を以下の目的のために使用することができるものとし、加入者は同意するものとします。

- (1) 基本サービスの提供
 - (2) 基本サービスのカスタマーサポート、アフターサービス、メンテナンス
 - (3) 基本サービスの利便性の向上
 - (4) 当社の満足度の調査
 - (5) IoTデータ利活用
2. 当社は、データ等を、前項の目的のために個人を特定できない形態において第三者に提供することができます。
3. 当社は、業務の一環を第三者に業務委託する場合、第1項に規定するデータ等を委託する業務を遂行

するために必要な範囲で同第三者に提供し、加入者はこれに同意するものとします。

4. 本条に定めるほか、本アプリの利用に際して取得したデータ等の取り扱いについては当社の定める本アプリ規約および「アプリケーション・プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。

第21条（損害賠償の免責および特約事項）

- 加入者が、第19条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスに停止等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 加入者が、第14条（機密保持）第1項、第15条（禁止事項）、第17条（著作権等）および第19条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
 3. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第42条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用的する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
 4. 利用契約が終了した場合、加入者は基本サービスの一切が利用できないものとし、当社は、利用期間中に送信されたデータおよび設置機器から送信されるデータの保持・保管を保証しません。
 5. 当社は、当社のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
 6. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
 7. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に共通約款第28条（機器の故障）に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
 8. 当社は、基本サービスを通じて提供されるサービスの正確性、完全性、確実性、有用性等、また加入者による基本サービスの効果、さらには、第三者の知的財産権の非侵害等については一切保証せず、責任を負わないものとします。
 9. 加入者は、加入者自身の責任において基本サービスを利用するものとし、加入者は、基本サービスの機能の利用に起因又は関連して、加入者のコンピューター等の通信機器およびデータその他基本サービスに接続された電子機器等に発生した損害について、自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
 10. 当社は、加入者が基本サービスの機能を利用して当社以外から購入した商品・サービスや取引に関して、いかなる保証もしないものとします。
 11. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
 12. 加入者は、加入者の性能、通信環境等により本サービス等のレスポンスが変化する場合があることを予め承諾するものとします。
 13. 当社は、基本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他の緊急事態の場合にのみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
 14. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負わないものとします。
 15. 基本サービスの利用に関連して生じた侵入、盗難その他の事件・事故の発生および生命、身体、財産に生じた損害に起因し加入者が損害を被った場合ならびに当社が規定する範囲を超えて機器およびその他周辺機器を使用したことによる起因し加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 16. スマートロックの提供に際し、シリンドラ鍵に起因する故障や不具合等ならびにその対応に要した費用については、共通約款第28条（機器の故障）の規定にかかわらず、当社は保証しないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 第5条（オプションサービス種目）に定めるオプションサービスの「駆けつけサービス」は、2021年6月30日に新規受付を終了しています。
- (3) 第3条（用語の定義）に定める「スマートロック」は、2021年11月30日に新規受付を終了しています。
- (4) 基本サービス約款は、2023年4月1日より施行します。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

- 加入者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社が連携する他の事業者（以下「連携事業者」といいます。）が提供する会員制サービス（以下「連携事業者サービス」といいます。）において当該加入者に付与されたID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、基本サービスを利用することができます。（以下「連携サービス」といいます。）ただし、加入者は、基本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。
2. 加入者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
 3. 当社は、連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
 4. 連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、加入者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。
 5. 連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、加入者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
 6. 加入者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、加入者または第三者に損害が生じた場合、加入者がその一切の責任は負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、加入者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
 7. 加入者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 8. 本特約に定めのない事項は、基本サービス約款の定めによるものとします。

駆けつけサービス契約約款

第1条 約款の適用

東急セキュリティ株式会社（以下「当社」と表示します）は、当社の定める「駆けつけサービス契約約款」（以下「本約款」と表示します）および全国警備業協会の定める「消費者契約に関するガイドライン」に基づき、当社と駆けつけサービス契約（以下「本契約」と表示します）を締結している者（以下「加入者」と表示します）および本契約に基づき駆けつけサービス（以下「本サービス」と表示します）を利用する者（以下「利用者」と表示します）に対し、本サービスを提供します。当社は、イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「イツコム」と表示します）と加入者とで締結する i TSCOM HOME 利用契約（以下「主契約」と表示します）に付随するサービスとして、集合住宅（マンション等）に居住する加入者および利用者に対し、本サービスを提供します。なお、本約款は、本契約の定めを i TSCOM HOME 契約約款（以下「主契約約款」と表示します）およびイツコムサービス契約約款（以下「イツコム契約約款」と表示します）の定めに優先して適用することとし、本約款に定めのない事項に関しては主契約約款またはイツコム契約約款の条項を適用するものとします。

2. 加入者と利用者が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、本契約の全責任を負います。

第2条 警備業者

名称：東急セキュリティ株式会社 代表取締役社長：下形 和永
本社所在地：東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
代表番号：03（6866）7101

第3条 警備対象物件

本契約により本サービスを提供する対象となる物件（以下「警備対象物件」と表示します）の名称および所在地は所定の加入申込書に記載の通りとします。

第4条 本サービスの内容

本サービスは、イツコムの i TSCOM HOME（以下「主サービス」と表示します）によって宅内に設置したセンサーが反応を検知し、それを加入者または利用者が異常と認識した場合に、加入者または利用者がイツコムに依頼することで、当社の警備員が第3項に定める出動対応をするサービスです。なお、イツコムにてセンサーが反応を検知したことが確認できない場合には、当社は本サービスを提供できません。また本サービスにおいて、当社は警備対象物件の鍵のお預かりはしません。

2. 本サービスは、加入者または利用者の依頼に基づき警備員がお出でし、警備対象物件の玄関扉、その他開口部および玄関外回りの異常（破損・出火・発煙・臭気・異音等）の有無を確認し、必要に応じて一時対処、警察・消防機関やガス会社等への通報、依頼者への連絡等、所定の処置をとります。なお、警備対象物件がオートロック等であることにより玄関扉まで警備員が到達できない場合には、緊急時であっても外周による確認にとどまるため、十分な対応をとれない場合があります。

3. 当社およびイツコムは、加入者または利用者より出動依頼があった場合は、以下の流れで対応を行います。

①イツコムは、出動の要請があった場合に、依頼者の情報、センサー反応の有無および警備対象物件の情報を確認します。依頼者が加入者と異なる場合は警備対象物件に居住していない加入者の場合は、加入者の氏名・住所・連絡先を確認し依頼を受け付けます。

②出動の場合は、常時（24時間）、待機所より警備対象物件へ、1人もしくは複数名の警備員が公安委員会に届け出た、当社所定の制服および装備一式を着用の上、自動車等により出動します。また、「警備報告書」に内容を記録し警備対象物件に提出することで対応を完了したものとします。

③当社の警備員は業務の履行に必要な知識、技能を有しています。

④緊急の場合は、その状況に応じた臨機の処置（警備対象物件の必要最小限での建物の破損等）をとることができまするものとします。これにより発生する警備対象物件の損害について、当社はその責任を負いません。また、警察・消防機関・ガス会社等による入口扉等の破壊についても、当社はその責任を負いません。

⑤本サービスは、警備業法に定める機械警備業務には該当しないため、警備対象物件に到着するまでの時間をお約束することはできません。

4. 当社は、加入者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは警備対象物件にのみ貼付できるものとし、加入者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。

第5条 本契約の申し込み

本サービスの利用申し込みをする個人または法人（以下「申込者」と表示します）は、本約款を承認の上、イツコム契約約款第36条に定める通り、所定の加入申込書に必要事項を記載してイツコムを介して当社に提出するものとします。

第6条 申し込みの承諾

当社およびイツコムは、申し込みの承諾についてイツコム契約約款第36条に準ずるものとし、次の各号いずれかに該当する場合においても本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- ①申込者が本約款に違反する恐がある場合
 - ②申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - ③申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - ④本サービスの提供が著しく困難である場合
 - ⑤その他、主契約または本契約締結が不適当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第7条 本契約の成立と利用開始日

申込者からの本サービスの申し込みに基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申し込みを受け付け、当社またはイツコムより加入者に本サービスの利用開始日が記載された書面を発行します。なお、この書面の発行をもって本契約が成立したものとします。

第8条 契約期間・更新期間

契約の有効期間は、前条に定める利用開始日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれかからも当社の定める方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第9条 加入申込書記載事項の変更

加入者は、加入申込書に記載した電話番号、料金支払い方法、料金支払口座などの変更がある場合には、イツコムに対しイツコムの定める方法により通知するものとします。

2. 当社は、本約款第6条の規定に準じ、第1項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

3. 第1項の規定による変更の場合は、提出された書類をイツコムが受領した日を、原則として当該契約変更日とします。

4. 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

5. 警備対象物件が変更となる場合は、本契約を解約し、新たに契約するものとします。

第10条 名義変更

加入者が本契約の名義変更を希望する場合は、イツコム契約約款第12条第3項に定められた手続きを行い、その内容が本契約にも適用されるものとします。

2. 前項の名義変更により、本契約を継承する者は、加入者が負う一切の義務を継承するものとします。

第11条 権利譲渡の禁止

加入者は、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第12条 サービス提供の停止

次の場合は本サービスを提供できないことがあります。

- （1）天災・地変その他の非常事態が発生した場合。
- （2）次の各号に該当する場合。

- ①本約款第15条に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
- ②加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- ③その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- ④主サービスの提供ができない状態にある場合。

第13条 加入者が行う本契約の解約

加入者は、毎月末日付にて本サービスを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに、イツコムに対しイツコムの定める方法により通知するものとします。

2. イツコムが前項の通知を受理した日が属する月の末日を、本サービスの利用終了日と定めます。

3. 主契約が解約または解除された場合は、前二項の規定にかかるわらず、主サービスの利用終了日に、本サービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

4. セキュリティステッカーは、当社から加入者への貸与です。従って本契約の解約時は必ず加入者より当社に返却いただきます。

なお、原則として加入者が自身でセキュリティステッカーを剥がしていただいしたものとし、セキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がついた場合（当社またはイツコムスタッフが加入者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます）、これについて当社およびイツコムは責任を負いかねます。

第14条 当社が行う本契約の解除

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款第8条の規定にかかるわらず、本契約を解除することができるものとします。

（1）本約款第12条（2）の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当社の定める期間内にその原因となった事由を解消しない場合

（2）その他の当社、加入者のいずれの責にも帰することができない事由により、本サービスの提供が困難な場合

2. 当社は、加入者が本約款第12条（2）に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上の支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかるわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、第1項および前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 第1項および第2項の規定により本契約が解除されたときは、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第15条 料金等

本サービスに關わる料金等は、別表に定めるとおりとします。

当社は、料金等を改定することができます。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、イツコムホームページ上の掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第16条 消費税等相当額の算定

当社は、料金その他の請求において、消費税等相当額を含むものとします。

2. 当社は、前項に伴い1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

3. 消費税法、地方税法の改正またはその他の法律の制定があつた場合、消費税等の額は、その税率の改正または新たな税制の創設に基づく税額に改正されることとします。

第17条 料金の支払い

加入者は、本約款第15条に定める料金等、当社が加入者に対して有する債権を当社がイツコムに譲渡することを承諾します。この場合において、当社およびイツコムは、加入者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

2. 前項の規定により、当社が譲渡する債権に関する取扱いについては、イツコムが定めるとおりとします。

3. 加入者は、第1項の規定により、当社がイツコムに譲渡した債権の額に相当する料金等をイツコムに支払う義務を負うものとします。

4. 加入者は、当社が本サービスの提供を開始する日の属する月の翌月1日から本約款第15条に定める月額利用料金を、前三項に基づきイツコムに支払うものとします。

5. 加入者は、本約款第7条に規定する利用開始日以降に加入者または利用者がイツコムに出動依頼をした時点で本約款第15条に定める出動料金を支払う義務を負うものとし、第1項、第2項および第3項に基づきイツコムに支払うものとします。

第18条 料金等の請求時期および支払い期日等

当社は本約款第15条に定めた利用料金をイツコムから請求するものとし、加入者は前条の支払い義務に基づき、イツコムに支払うものとします。なお料金等の請求時期および支払い期日等はイツコム契約約款第24条に準じるものとします。

第19条 本契約終了時に伴う料金等の精算方法

本約款第13条または本約款第14条の規定により、月の途中で本契約が解約または解除されたときは、料金等は本約款第13条または本約款第14条に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第20条 遅延損害金

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第21条 損害賠償

当社は、本約款に基づくサービスの提供時に損害が発生した場合について、以下のとおり定めます。ただし、損害の賠償は加入者または利用者と当社の間で行うものとします。

（1）当社の責による加入者または利用者への損害賠償

①損害賠償の対象

当社の故意または過失から、直接加入者または利用者に与えた損害

※当社の駆けつけ業務が適正に履行された場合は、その責任を負いません。

②賠償額

当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として加入者または利用者に損害金をお支払いします。ただし、加入者または利用者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

（1）人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。

（2）前号にかかるわらず、現金・貴重品等につけては損害総額で1億円まで。

なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨董等、その他これらに類する財物とします。

（2）加入者または利用者の義務・債務の不履行時における損害賠償

本約款第14条における加入者または利用者により本契約が解除された際は、当社に発生した損害および弁護士費用等について、当社は加入者または利用者に請求する権利を有するものとします。

（3）免責事項

以下の項目に該当する場合、当社は責任を負わないものとします。

①本約款に定めた各条項を加入者または利用者が履行しないことに起因する損害。

②加入者が本サービスに関わる料金等を支払わない間に発生した損害。

ただし、この場合、加入者は未払い契約料金の支払い義務を引き続き有するものとします。

③加入者または利用者の故意または過失による損害。

④サービス提供に關係する設備および通信回線の故障、機能不良等に起因する損害。

⑤天災・地変その他の不可抗力により加入者または利用者が被った損害。

⑥屋外に所在する加入者または利用者の財物について発生した損害。

⑦現金・貴重品について、警備対象物件においてこれを容易に持ち運び可能な状態に保管してあつた場合（例：現金を机の上に放置したまま外出する等）に生じた損害。

⑧やむを得ない事情により、当社が本サービスの提供が出来ないと判断した事により発生した損害。

⑨加入者または利用者の故意による損害。

駆けつけサービス契約約款

⑨その他当社の責に帰さない事由による損害。

第22条 本サービスの廃止

当社は、都合により本サービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、本サービス廃止日を本サービスの利用終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに、イッソムホームページ上で掲載等、イッソムの定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責に帰さない事由により本サービスを廃止する場合はこの限りではありません。
3. 主サービスがイッソム契約約款第44条に基づき廃止される場合には、主サービスの廃止日を本サービスの廃止日とし、その日を本サービスの利用終了日と定めます。

第23条 個人情報の取り扱い

加入者の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに定めます。
ただし、以下の者は当社が加入者の個人情報を提供する第三者であることを加入者は予め同意するものとします。
①イッソム
②当社および①の業務委託会社
③当社および①における、それぞれの顧問弁護士・税理士・会計監査人

第24条 クーリングオフ

本サービスは訪問販売等に関する法律（クーリングオフ制度）の対象となります。
2. 利用開始日を含む8日間は、サービスの提供を受けた場合においても、書面（ハガキ等）により本契約の解除を行なう事ができます。解除の効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）より生じます。ただし、サービスの対価が3,300円未満の場合は、クーリングオフ制度の対象となりません。
3. 本契約が解除された場合、既に代金の一部を支払われている場合は、直ちにその金額を返還します。
4. 本契約が解除された場合、当社は加入者に、解除自体から生じた損害の賠償を請求しません。

第25条 反社会的勢力の排除

加入者および当社は、相手方に対し、自己（自分が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動団体（ボーグロ、特殊知能暴力団等）の反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」と表示します）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 加入者および当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告することなく本契約を解除することができるものとします。
①暴力団等反社会的勢力である場合
②暴力団等反社会勢力が事業活動を支配し、または反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合
③法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
④加入者、当社、もしくはそれぞれの関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法行為または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行った場合
3. 加入者または当社が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負わないものとします。
4. 第2項の規定により加入者または当社が、本契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責めを負うものとします。

第26条 再委託

当社は、本約款に定める当社のサービス提供業務の一部を事前に加入者に承諾を得ることなくイッソムなどの第三者に再委託することができるものとします。

第27条 権限

当社が本サービスを提供するために必要な権限は、加入者が当社に付与し、業務の指揮運営の権限は当社に属するものとします。

第28条 本約款の変更

本約款は、加入者の契約期間中に変更となった場合、イッソムホームページにて最新版を告知させていただぐるものとします。

第29条 本サービスに関する要望・苦情等の受付窓口

東急セキュリティ株式会社 営業担当 電話番号：03（6866）7109

第30条 関連法令の遵守

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第31条 管轄裁判所

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じた時は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第32条 協議事項

本約款、主契約約款およびイッソム契約約款に定めのない事項について疑義が生じた場合は、加入者と当社において誠意をもって協議するものとします。

附則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができます。
- (2) 第5条の規定にかかるわらず、本サービスは2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。
- (3) 本約款は、2021年7月1日から適用します。

●東急スマートセキュリティ 警備サービス移行専用コースに関する特約

1. (申し込み)

「東急スマートセキュリティ 警備サービスからの移行専用コース」（以下「移行専用コース」と表示します）に加入する場合、第1条（約款の適用）の定めにかわらず、集合住宅に居住していない場合も本サービスを提供します。ただし、一加入者につき、ゲートウェイ1台分に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が当該料金にて複数申し込みすることはできません。なお、2021年6月30日に新規申し込みの受付は終了しています。

2. (月額利用料)

移行専用コースの加入者（以下「移行加入者」）が支払う月額利用料は別表の3.に定めるとおりとします。

3. (移行専用コースの内容等)

移行専用コースにおける本サービスの内容は、本約款の定めに準じるものとします。

別表（本表に記載する金額は全て税込みです。）

1. 月額利用料金

本サービスにおいて、月額利用料金は以下のとおりとします。

サービス	月額利用料金
駆けつけサービス	1,100円/世帯

※出動料金は別途発生します。

2. 出動料金

本サービスにおいて、出動を要請した場合の料金は以下のとおりとします。

5,500円/回

3. 東急スマートセキュリティ 警備サービスからの移行専用コースの月額利用料金

本サービスにおいて、月額利用料金は以下のとおりとします。

サービス	月額利用料金
駆けつけサービス	935円/世帯

※出動料金は別途発生します。

イツコムサービス料金表(抜粋)

料金表（別に定めるイツコムサービス料金表より抜粋）

<注釈>

※本表に記載する金額は全て税込みです。

(*)新規申込の受付は終了しています。ただし、現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。

5. イツコムスマート

5. 1. iTCOM HOME

(1) 月額利用料 (※ゲートウェイ 1台毎に以下の■基本コースの月額利用料が必要です。)		
■基本コース		
◆ A : 以下の対象サービス品目のいずれかを利用している場合	月額利用料	
対象サービス品目		
インターネット かっこびメガ 160、かっこびワイド、かっこびプラス、かっこびジャスト、かっこび MANSION LAN インターネット利用サービス かっこび光 ファミリー 1G タイプ、200M タイプ、100M タイプ かっこび光 マンション 1G タイプ、200M タイプ、100M タイプ イツコムひかり ホームタイプ 2 ギガコース、1 ギガコース、300 メガコース、30 メガコース、 イツコムひかり マンションタイプ 2 ギガコース、1 ギガコース、600 メガコース、300 メガコース、30 メガコース、8 メガコース、1 メガコース ※各 2 年コースも含みます。 ※アパートメント利用条項およびイツコムひかり アパートメント利用条項をもとにサービスを利用している場合も含まれます。		
◆ B : 上記の対象サービス品目のいずれも利用していない場合	3,278 円/台	
<注釈>		
・上記月額利用料には、「5. イツコムスマート 5. 2. イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料 1 台分が含まれています。		
・A の加入者が上記対象サービス品目の全部を停止、解除または解約した場合、iTCOM HOME の利用する際は、B の加入者の月額利用料（3,278 円）に変更となります。		
■東急スマートセキュリティ移行専用コース		
サービス品目	サービス内容 標準機能	月額利用料
東急スマートセキュリティ 移行専用コース(*1)	・基本サービス ・ゲートウェイ 1 台 ・センサー等 2 台 ・駆けつけサービス（出動料金が別途発生します。）	3,278 円/世帯
<注釈>		
・ゲートウェイ、センサー等は、レンタル品となります。 ・1 世帯につき 1 契約に限ります。 ・上記月額利用料には、「5. イツコムスマート 5. 2. イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料 1 台分が含まれています。		
■オプションサービス		
サービス	月額利用料	
駆けつけサービス（出動料金が別途発生します。） (*1)	1,100 円/世帯	
■機器レンタル料 (※下記レンタル料は、■基本コースに含まれません。)		
◆専用機器	料金	
ゲートウェイ	330 円/台	
◆関連端末	料金	
I P カメラ	550 円/台	
ドア・窓センサー	220 円/台	
モーションセンサー	220 円/台	
家電コントローラー(*1)	770 円/台	
スマートコントローラー(*a)	770 円/セット	
スマートロック (*1) (*b)	770 円/台	
美和ロック中継器 (*c)	330 円/台	
スマートライト	110 円/個	
<注釈>		
(*a) 家電コントローラー 1 台とスマートスピーカー 1 台のセットです。 (*b) 非接触型 I C メディア（ユーザーカード）3 枚が付属します。 (*c) 対応する美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。		
(2) 契約事務手数料		
新規契約時	3,300 円/契約	
(3) 出動料金		
出動料金(*1)	5,500 円/回	
(4) 機器購入費		
◆専用機器	料金	
ゲートウェイ	19,800 円/台	
◆関連端末	料金	
スマートライト	3,960 円/個	
◆その他周辺機器	料金	
非接触型 I C メディア（ユーザーカード）	1,100 円/枚	
各種センサー用電池	660 円/個	
Zigbee 中継器	5,500 円/個	
(5) 機器損害金（課税対象外）		
◆専用機器	料金	
ゲートウェイ	16,000 円/台	
◆関連端末	料金	
I P カメラ	20,000 円/台	
ドア・窓センサー	6,000 円/台	
モーションセンサー	6,000 円/台	
家電コントローラー	25,000 円/台	
スマートスピーカー	12,000 円/台	
スマートロック	35,000 円/台	
美和ロック中継器	20,000 円/台	
スマートライト	2,600 円/個	
非接触型 I C メディア（ユーザーカード）	1,000 円/枚	
非接触型 I C メディア（管理者カード）	1,000 円/枚	
非接触型 I C メディア（オーナー I C カード）	2,200 円/枚	